4. 受入廃棄物の種類及び基準

受入できる産業廃棄物の種類及び基準は下表のとおりです。
なお、必要に応じて受入基準を見直す場合があります。

廃　棄　物　の　種　類		受　　入　　基　　準
共　　通		①　原則として、リサイクルが困難なものであること。また、リサイクルできるものが混入していないこと。 ②　毒劇物またはそれらが付着、封入されたものでないこと。 ③　爆発性、引火性、発火性、発熱性を有していないこと。また火気・熱気を帯びていないこと。 ④　有毒ガスが発生しないものであること。 ⑤　著しい臭気を発しないものであること。 ⑥　突起又は鋭利な形状をした廃棄物が混入していないこと。 ⑦　油分を含まないこと。 ⑧　ＰＣＢが付着したものが混入していないこと。 ⑨　水銀が含有されているものが混入していないこと。 ⑩　廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等の諸規定に適合するものであること。 ⑪　原則として、二種類以上の廃棄物を混合していないこと。 ⑫　廃棄物が飛散、流出しないようシートで覆うなどして搬入すること。 ⑬　受入及び埋立にあたって取り扱いが困難なものでないこと。 ⑭　浸出水処理施設に支障をきたさないと判断されるものであること。
個別基準	燃え殻	・　飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。 ・　熱しゃく減量が１５%以下であること。
	汚泥	・　含水率が８５%以下であること。 ・　腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。
	廃プラスチック類	・　中空の状態でないこと。 ・　最大径がおおむね１５ｃｍ以下であること。

廃　棄　物　の　種　類		受　　入　　基　　準
個別基準	紙くず	ー
	木くず	ー
	繊維くず	ー
	動物又は植物に係る不要物 （動植物性残さ）	・ 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 ・ 十分に水を切ってあること。 ・ 衛生害虫が発生しない状態であること。
	ゴムくず	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね15cm以下であること。
	金属くず	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 粉状でないこと。
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 石膏ボードまたは石綿含有廃棄物を含まないこと。
	廃石膏ボード	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 概ね、木片、紙類が除去されていること。
	石綿含有廃棄物 （非飛散性アスベスト）	・ 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）を含まないこと。 ・ 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。
	鉱さい	・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 飛散防止措置が講じられていること。
	コンクリート破片その他これに類する不要物 （がれき類）	・ 中空の状態でないこと。 ・ 最大径がおおむね30cm以下であること。 ・ 石綿含有廃棄物を含まないこと。
	石綿含有廃棄物 （非飛散性アスベスト）	・ 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）を含まないこと。 ・ 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。

廃　棄　物　の　種　類		受　　入　　基　　準
個別基準	ばいじん	・　飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。 ・　熱しゃく減量が１５％以下であること。
	産業廃棄物を処分するために処理したもの （政令１３号廃棄物）	・　最大径がおおむね３０ｃｍ以下であること。 ・　含水率が８５％以下であること。
	廃石綿等 （特別管理産業廃棄物）	・　関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。
	災害廃棄物等※	・　受け入れについて事業団が県、南関町及び和水町と協議済みのものであること。 ・　受入れることのできる産業廃棄物と同様の性状であること。

※災害廃棄物の受入については、発災時ごとに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の５の規定（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）に基づき県へ届け出ます。